

様式第6号(第9条関係)

市長への手紙に対する回答

No. 37

受付日	令和3年10月13日
件名	名護市の墓苑をつかってほしい
担当部課等	建設部都市計画課、環境水道部環境対策課
ご意見要旨	<p>墓苑を造って欲しい、名護市の墓苑を造って欲しい、法律により、自分の土地であってもそこに勝手に墓を造ることはできません、その土地周辺住民の承諾がなければ自分の土地であっても墓を造ることはできません。</p> <p>高齢者社会になっていてお墓の問題に直面している市民は多いと思います。</p>
市の回答	<p>平素より名護市都市計画行政に、ご理解ご協力頂き誠にありがとうございます。</p> <p>現在、本市においては、道路・公園等の整備に伴い、従来の墓地敷地が公共事業用地として買収される場合の代替え地を確保することにより、計画的な土地利用を進めることを目的として、墓地公園を2箇所整備して参りましたが、新たな墓地公園の設置予定は無い状況となっております。</p> <p>その他の理由による市民の墳墓設置につきましては、民間の運営されている墓苑や個人運営により設置されている状況となっておりますのが、今後、墓地公園の改築も踏まえ必要に応じ検討して参りますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。(建設部都市計画課 問い合わせ先 TEL:0980-53-1212 担当者:長山)</p> <p>ご承知のとおり、墓地の経営は、地方公共団体と宗教法人、公益法人に限られておりますが、県内では、歴史的、風習的背景から、例外的に個人による墓地の経営が認められております。市においては、「名護市墓地等の経営許可等に関する規則」に基づき、審査を行った上で、経営許可の可否を判断いたします。よって、今後、個人による墓地の経営を検討される際には、当課(☎0980-52-0003)へご相談ください。(環境水道部環境対策課)</p>

令和3年11月2日

名護市長 渡具知

